

奈良県告示第二百七十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、大和
高原北部土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届
出があつた。

令和五年十一月二十八日

奈良県知事 山下 真

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事 西谷 忠雄 京都府木津川市州見台五―九―六

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事 鈴木 千恵美 奈良市神殿町三二九―一